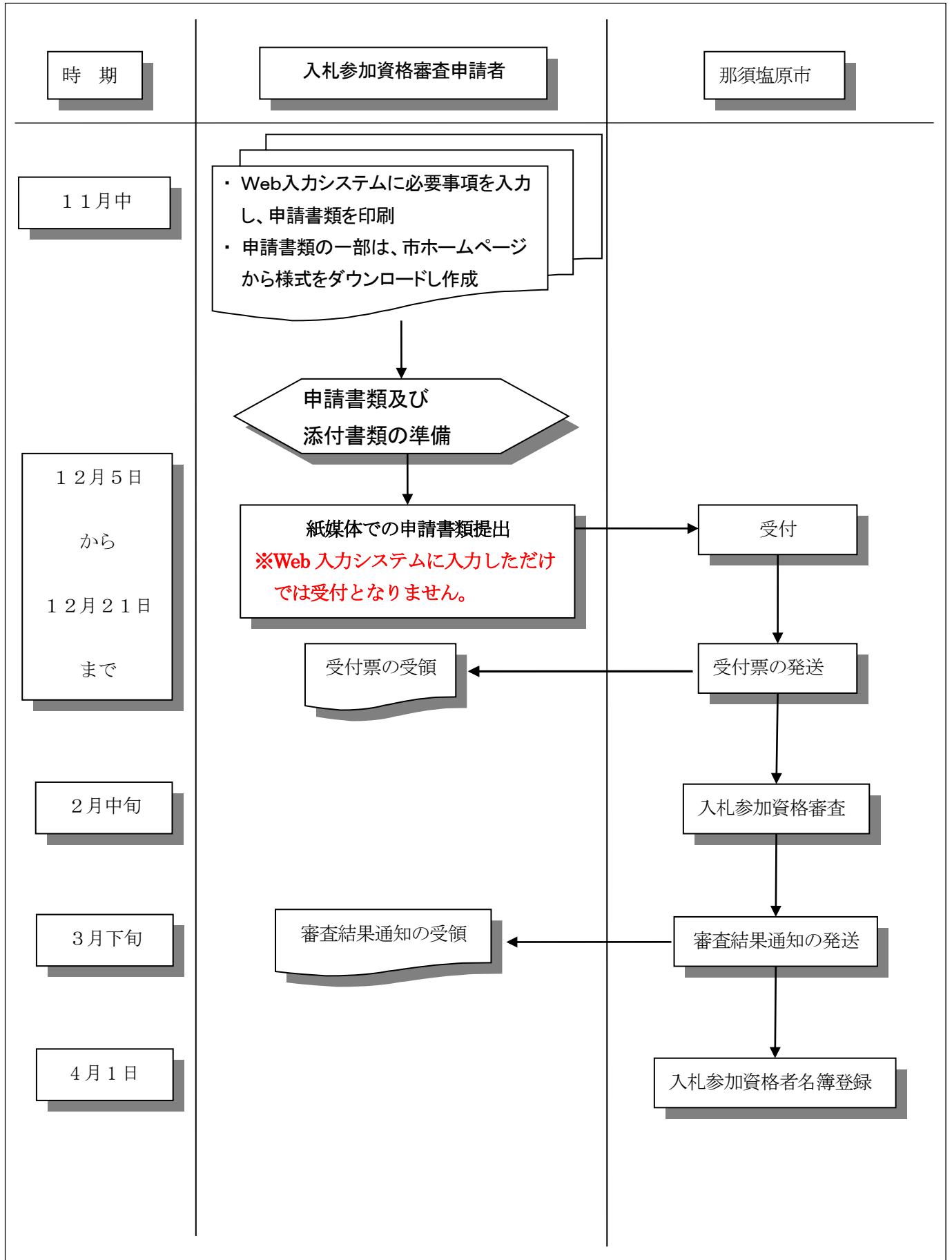


**令和5・6年度(定期受付)
入札参加資格審査申請の手引
【建設工事】**

令和4(2022)年10月

那須塩原市 総務部 契約検査課

入札参加資格審査申請に係る事務フロー



1 申請者の要件及び区分

次の(1)～(7)までの全ての要件を満たす者に限り入札参加資格審査を受けることができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により入札に参加できないこととされる者でないこと。
- (3) 入札参加を希望する工種において建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。
- (4) 審査基準日が令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 3 1 日までの経営事項審査を受審し、入札参加を希望する工種において総合評定値（P 点）の通知を受けており、かつ、令和 4 年 1 2 月までの経営事項審査を受審していること。

※ 経営事項審査の受審月が 1 1 月から 1 2 月になる事業者の場合は、申請日時点で総合評定値の通知が未受領でも入札参加資格審査の申請は可能とする。その場合は、令和 5 年 1 月末までに通知書の写しを F A X（0287-62-7184）により送付すること。その際は、添書等に「令和 5・6 年度定期審査用」と記載すること。

- (5) 引き続きその業務に 2 年以上従事していること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、納税（徴収）猶予を受けている場合は、納税（徴収）猶予許可通知書の写しの提出により申請できることとする。
- (7) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全て）に加入していること。

○ 次の届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

※社会保険等の加入状況は、経営事項審査結果通知書により確認を行う。経営事項審査の結果通知後社会保険等に参加した場合は、加入したことを証明する書類（領収書など）の写しの提出により申請できることとする。

- (8) 申請者の本店及び委任先営業所等の所在地により、申請者を次表のとおり区分する。

No.	申請者及び委任先営業所等の所在地	区分
1	那須塩原市内に本店がある場合	市内業者
2	1 以外で、入札・契約に関する権限を営業所等に委任する場合で、委任先営業所等が那須塩原市内にある場合	準市内業者
3	次のいずれかに該当する場合 ・ 1、2 以外で、栃木県内に本店がある場合 ・ 上記以外で、入札・契約に関する権限を営業所等に委任する場合で、委任先営業所等が県内にある場合	県内業者
4	上記 1～3 以外	県外業者

※営業所等に入札・契約の権限を委任する場合には、当該営業所において建設業法上の許可を有しており、受任者は建設業法施行令第 3 条の使用人であることが必要。また、この場合、受任営業所で許可を有している工種についてのみ入札参加資格審査申請をすることができる。

2 受付期間

令和 4（2022）年 1 2 月 5 日（月）から 1 2 月 2 1 日（水）まで **※期間内必着**

※上記期間以外の受付は行わない。紙媒体の申請書類の到着をもって受付とする。

3 提出方法

Web 入力システムに入力の上、申請書類を郵送（普通郵便可、メール便不可）により提出すること。

※市窓口への持参による受付は行わない。

4 提出場所

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2

那須塩原市総務部契約検査課（那須塩原市役所 東庁舎 2 階）

Tel. 0287-62-7114 / Fax. 0287-62-7184

5 提出書類 別第 1（提出書類一覧表）のとおり

6 注意事項

(1) 栃木県に入札参加資格審査申請（建設工事）をした者で、県から市にデータ提供を承諾した者（以下、県申請者という。）は、提出書類を一部省略できる。省略できる書類は別表 1（提出書類一覧表）を参照すること

(2) 別表 1 に示した提出書類を別紙 1（書類の綴り方）に従いホチキス止めし、返信用封筒 2 通とともにクリアフォルダ（A 4・無色透明・マチなし）に入れて提出すること。

(3) **原則、競争入札参加資格受付システム（以下、Web 入力システムという。）により申請書類を作成すること。**

諸事情により Web 入力システムを利用できない場合は、契約検査課に相談すること。

(4) Web 入力システムから印刷できる書類は、様式第 1 号、第 2 号及び第 3 号であり、それ以外の様式（様式第 4 号及び第 5 号）については、必要に応じて市ホームページからダウンロードし、作成すること。

○競争入札参加資格受付システム（Web 入力システム）

URL : https://www.btec-asp.com/bidreg_nasushiobara2023/guest/login.php

※各業種（建設工事、建設工事関連コンサルタント、物品その他）ごとに入力、作成が必要です。

※操作（入力）マニュアルは、Web システムからダウンロードできます。

○市ホームページ

URL : <https://www.city.nasushiobara.lg.jp/>

トップページ ▶ しごと・産業 ▶ 入札・契約情報 ▶ 入札参加資格について

▶ 令和 5・6 年度入札参加資格審査申請（定期受付）について

(5) 申請書の提出後、申請内容に変更が生じたときは、変更届を提出すること（別紙 2 参照）。

7 受付票の交付

入札参加資格審査申請書を受け付けたときは、受付票（受付印を押印した様式第 1 号の写し）を同封された返信用封筒を利用して申請者へ郵送により交付する。なお、当該様式以外の受付票の交付は行わない。

8 審査結果通知

審査結果は、返信用封筒を使用して「競争入札参加資格審査結果通知書」を郵送により通知する。

※「競争入札参加資格審査結果通知書」は、令和 5 年 3 月下旬頃に発送する予定。再交付はしないので、紛失等のないよう大切に保管すること。

9 入札参加資格の有効期間

令和5（2023）年4月1日から令和7（2025）年3月31日まで（2年間）

10 記載要領

(1) 入札参加資格審査申請書受付票兼提出書類チェックシート（様式第1号）

※Web入力システムに必要事項を入力した上で印刷し、次の内容について確認すること。

項目	記載要領																																										
栃木県の参加資格	栃木県の令和5・6年度の参加資格審査申請（建設工事）を申請済みの者にあつては、申請済欄口を■にし、整理番号（栃木県の申請申込完了時に送られる12桁の番号）を記載する。																																										
申請区分	次の①～③のいずれかに該当するチェック欄口が■になっていること。 ④に該当する場合は、①～③と合せて重複して■とすること。 ①更新：令和4年度的那須塩原市の入札参加資格を有している場合 ②復帰：令和4年度的那須塩原市の入札参加資格を有していないが、以前有していた場合 ③新規：更新、復帰以外の場合 ④小規模工事等契約希望者登録から変更：申請日現在において、小規模工事等契約希望者名簿に登録がある場合																																										
業者コード	申請区分が更新又は復帰の場合に記載。更新の場合は、市ホームページ上に掲載する入札参加資格者一覧（令和4年10月3日現在）を確認し、必ず記載すること。 復帰の場合で、当時のコードが不明な場合は、記載不要																																										
申請者（本社）	建設業許可上の「主たる営業所」の商号・名称及び所在地を記載 商号・名称のうち株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いることとする。 <table border="1" data-bbox="338 1115 1437 1451"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>(株)</td> <td>有限会社</td> <td>(有)</td> <td>合資会社</td> <td>(資)</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>(名)</td> <td>合同会社</td> <td>(同)</td> <td>共同組合</td> <td>(共組)</td> </tr> <tr> <td>協業組合</td> <td>(協組)</td> <td>企業組合</td> <td>(企)</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>(責)</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>(一財)</td> <td>一般社団法人</td> <td>(一社)</td> <td>公益財団法人</td> <td>(公財)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>(公社)</td> <td>医療法人</td> <td>(医)</td> <td>社会医療法人</td> <td>(社医)</td> </tr> <tr> <td>税理士法人</td> <td>(税)</td> <td>特定非営利法人</td> <td>(特非)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 所在地について、丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載する。	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)	合同会社	(同)	共同組合	(共組)	協業組合	(協組)	企業組合	(企)	有限責任事業組合	(責)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)	医療法人	(医)	社会医療法人	(社医)	税理士法人	(税)	特定非営利法人	(特非)		
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																						
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																																						
合名会社	(名)	合同会社	(同)	共同組合	(共組)																																						
協業組合	(協組)	企業組合	(企)	有限責任事業組合	(責)																																						
一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)																																						
公益社団法人	(公社)	医療法人	(医)	社会医療法人	(社医)																																						
税理士法人	(税)	特定非営利法人	(特非)																																								
担当者	この入札参加資格審査申請の内容に関する問合せに対応できる担当者を記載すること。																																										
事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 欄	提出する書類に事業者 <input type="checkbox"/> 欄に✓を入れる。書類の提出漏れがないか確認すること。																																										

(2) 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（様式第2号）

※Web入力システムに必要事項を入力して印刷し、次の内容について確認すること。

項目	記載要領
申請日	申請書の提出日（発送を予定している日）を記載すること。
商号・名称	株式会社等法人の種類を表す文字については、前述の略号を用いること。 フリガナの欄は、カタカナで記載すること（法人等の略号部分については記載不要）。
代表者印（実印）	法人（個人事業主にあつては、当該個人）の実印（登録印）を押印すること（印鑑証明の添付は不要）。※実印以外での入札・契約を希望する場合は、使用印鑑届（任意の様式）等を添付すること。

代表者職名	次の代表者氏名欄に記載する者の肩書を記載する。個人事業主であって、肩書がない場合は、記載不要
代表者氏名	法人にあつては代表権を持つ者の氏名を、個人にあつては事業主の氏名を記載する。フリガナの欄は、カタカナで記載すること。
所在地	郵便番号を記載するとともに、都道府県名から記載する。丁目、番地は、「- (ハイフン)」により省略して記載する。
電話番号 ファクシミリ番号	市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、() は用いない。
担当者氏名	建設工事に係る入札及び契約に係る担当者の氏名を記載する。
電子メール	本社又は本社担当者のメールアドレスを記載すること。
総従業員数	資格審査基準日（令和4年12月1日）現在における常時勤務する従業員（代表者等を含む）の数を記載する。
営業年数	添付した経営規模等評価結果及び総合評定値通知書における営業年数を記載する。
企業区分	大企業である場合には、チェック欄口を■にする（Web入力システム上は、大企業又は中小企業を選択）。 ※ ここで言う「大企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項の規定により、中小企業者として取り扱われる者以外の者（主として営む事業が建設業である場合は、資本金の額又は出資の総額が3億円超である場合、又は常時使用する従業員の数が300人超の場合）をいう。
親会社	親会社があるときは、チェック欄口を■にするるとともに、() 欄に親会社の名称を記載する。() 欄に書ききれない場合には、() 欄に「裏面に記載」と記載し、裏面に記載することとして差支えない。 ※ ここで言う「親会社」とは、会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。親会社が那須塩原市の入札参加資格を有しない場合であっても記入すること。
子会社	子会社があるときは、チェック欄口を■にするるとともに、() 欄に子会社の名称を記載する。() 欄に書ききれない場合には、() 欄に「別紙のとおり」と記載し、子会社の一覧等を添付すること。 ※ ここで言う「子会社」とは、会社法第2条第3号に規定する子会社（那須塩原市の令和5・6年度の入札参加資格審査申請を行う者に限る。）をいう。
資本金 (千円)	直近の確定した決算における資本金の額（千円未満の端数は、切捨て）を記載する。個人にあつては0を記載する。
自己資本金 (千円)	直近の確定した決算における自己資本の額（千円未満の端数は、切捨て）を記載する。
適格請求書発 行事業者(イン ボイス)	適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、「適格請求書発行事業者の登録通知書」により通知された登録番号を記載すること。 ※ 入札参加資格審査申請後に適格請求書発行事業者の登録を行った場合は、「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写しを提出すること。この場合の変更届は不要とする。
年間委任状	建設工事の入札・契約に関し、代表者以外の者に委任し、当該委任を受けた者の名前で契約を行うこととするときに記載する。代表者の名前で契約を行うこととするときは、記載しないこと。 営業所に入札・契約の権限を委任する場合には、当該営業所において建設業法上の許可を有しており、受任者は建設業法施行令第3条の使用人であることが必要。また、この場合、受任営業所で許可を有している工種についてのみ入札参加資格審査申請をすることができる。

営業所等 名称	年間委任先である代理人（以下「受任者」という。）が所属する支店、支社、営業所その他の組織の名称を記載する。委任する支店等については、営業等の実態を有するものに限る。
代理人職名	受任者の肩書を記載する。
代理人氏名	受任者の氏名を記載する。フリガナの欄はカタカナで記載すること。
代理人印	入札・契約に用いる受任者の印を押印すること。
所在地	郵便番号を記載するとともに、都道府県名から記載する。丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載する。
電話番号 ファクシミリ番号	市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切ることとし、（ ）は用いない。
担当者氏名	受任先の営業所等における建設工事に係る入札及び契約についての担当者の氏名を記載する。
電子メール	受任先の営業所等又は担当者のメールアドレスを記載すること。

(3) 入札参加を希望する建設業の工種（様式第3号）

※Web入力システムに必要事項を入力した上で印刷し、次の内容について確認すること。

項目	記載要領
希望	入札参加を希望する工種の希望欄に○が付いていること。希望する工種は、建設業の許可を受けている工種であって、かつ、経営事項審査を受審し、総合評定値（P点）の通知を受けている工種でなければならない。
許可区分	建設業の許可区分（特定又は一般）について、該当する方に○を付け、又は他方を消す方法により記載すること（希望しない工種については、不要）。
P点	当該工種の経営事項審査の総合評定値（P点）を記載すること（入札参加を希望しない工種については、記載不要）。

(4) 専任技術者名簿（様式第4号）【市内、準市内業者のみ提出】

※市ホームページから様式をダウンロードして作成し、次の内容について確認すること。

項目	記載要領
商号又は名称	会社名等を記載。委任先営業所が市内にある場合は、社名のほか当該営業所の名称を記載する。
代表者氏名	会社の代表者（又は受任者）の氏名を記載し、押印すること。
許可	建設業の許可区分について、該当する方に○を記載すること。
専任技術者	建設業の許可申請の際に届け出た工種ごとの専任技術者（準市内の場合は、委任先営業所の専任技術者）について、その氏名を記載すること。営業所の専任技術者は、建設工事の現場代理人等になれないことに留意すること。

(5) 従業員名簿（様式第5号）【市内、準市内業者のみ提出】

※市ホームページから様式をダウンロードして作成し、次の内容について確認すること。

項目	記載要領
商号又は名称	会社名等を記載。委任先営業所が市内にある場合は、社名のほか当該営業所の名称を記載する。
代表者氏名	会社の代表者（又は受任者）の氏名を記載し、押印すること。
住所、氏名	常時雇用する従業員（準市内の場合は、その委任先営業所を主たる勤務地とする者に限る。）について、その住所及び氏名を記載すること。

別表1 提出書類一覧表

※ 県申請者は、No.3、4及びNo.5の一部の提出を省略可

※ 様式欄に（Web）と記載のあるものは、Web入力システムから印刷。（市HP）と記載のあるものは、市ホームページから様式をダウンロードすること。

No.	提出書類	様式	説明
1	入札参加資格審査申請書受付票兼提出書類チェックシート	様式第1号 （Web）	1 提出する書類について、記載要領のとおり作成されているか確認し、事業者口欄にチェック（レ点）を記入すること。 2 過去に那須塩原市において入札参加資格あった業者（申請区分が更新又は復帰の業者）については、業者コードを記入すること（復帰の場合で、業者コードが不明なときは、記載不要）。
2	入札参加資格審査申請書	様式第2号、 第3号 （Web）	1 本社の情報を記載すること。申請人は本社の代表者とする。 2 資格審査基準日（令和4年12月1日）現在で記入すること。
3	工事経歴書（写し可）	建設業法施行規則様式第2号	経営事項審査申請書の工事経歴書 ※ 県申請者は省略可
4	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）	発行官庁が定める様式	個人の場合は身分証明書（写し可）を提出すること。 ※ 県申請者は省略可
5	納税証明書（写し可）	発行官庁が定める様式	申請業者の区分に応じ、別表2に掲げる納税証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）を提出すること。 ※ 県申請者は国税及び県税については省略可
6	建設業労働災害防止協会加入証明書	発行する協会が定める様式	加入している場合は、最新のものを提出すること。
7	経営規模等評価結果及び総合評定値通知書（写し）	発行官庁が定める様式	審査基準日が令和3年8月1日から令和4年7月31日まで のもの ※ 社会保険等欄に「無」があつて、その後加入した場合は、加入したことを証明する書類（領収書など）を添付すること。
8	専任技術者名簿	様式第4号 （市HP）	建設業の許可を受ける際に職種ごとの専任技術者として届け出てある者の氏名を記載 ※ 市内、準市内業者のみ
9	従業員名簿	様式第5号 （市HP）	審査基準日（令和4年12月1日）現在で記入すること。 ※ 市内、準市内業者のみ
10	技術職員名簿（写し）	経営事項審査時の様式	直近の経営事項審査受審時に提出し、受付印が押してあるものの写し ※ 市内、準市内業者のみ
11	受付票返信用封筒	長形3号封筒	84円切手を貼付し、返信先の宛名を記載すること。
12	審査結果通知書送付用封筒	長形3号封筒	84円切手を貼付し、返信先の宛名を記載すること。

別表2 納税証明書の提出について（県申請者は、国税・栃木県税について省略可）

申請者区分	那須塩原市税	栃木県税	国税
市内業者	○	○	○
準市内業者	○	○	○
県内業者		○	○
県外業者			○

※ 国税の納税証明書は、法人の場合（様式その3の3）、個人の場合（様式その3の2）の様式の納税証明書を提出すること。

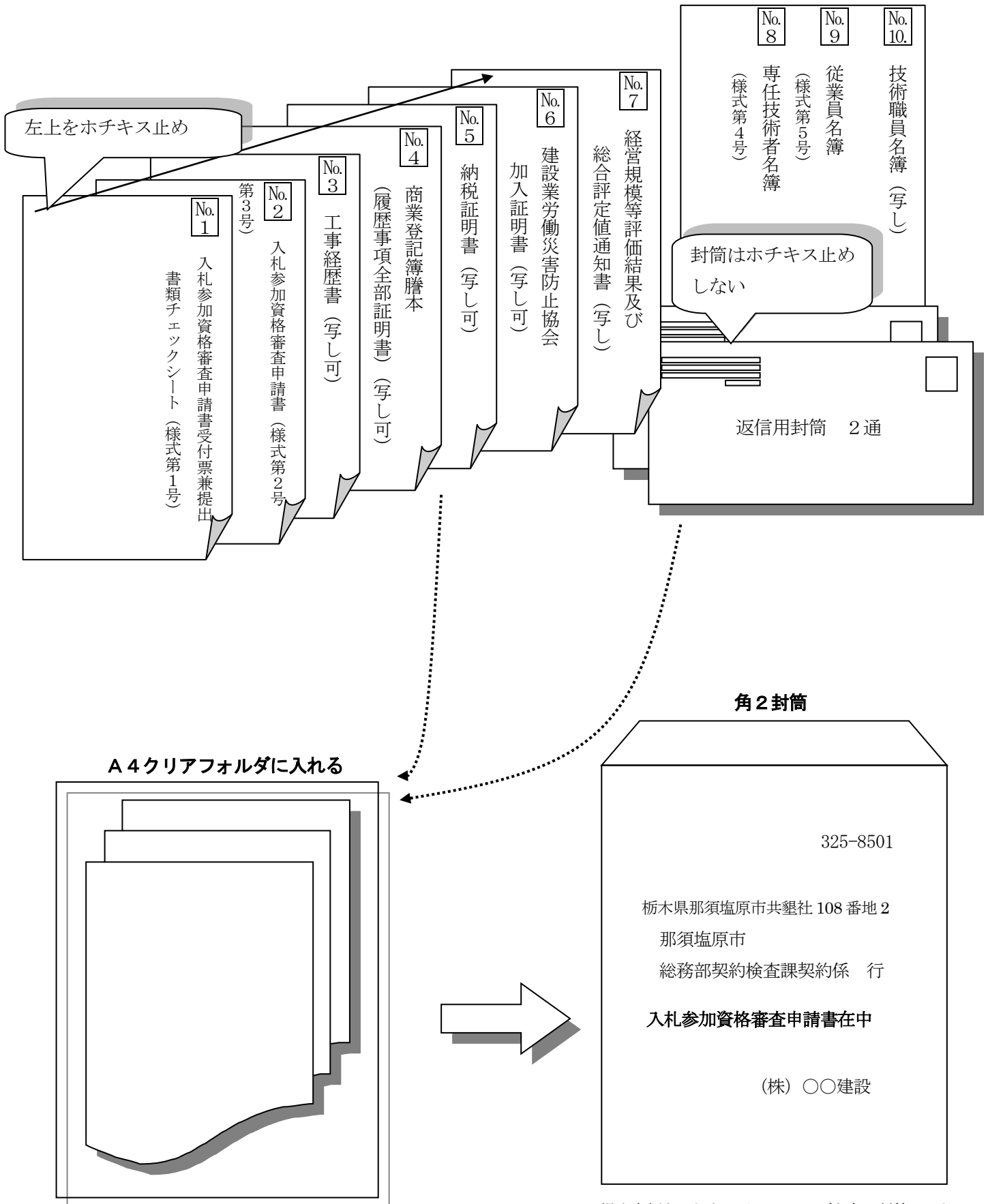
※ 那須塩原市税、栃木県税の納税証明書は、全税目に未納がないことの証明書を提出すること。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、納税（徴収）猶予を受けている場合は、納税（徴収）猶予許可通知書の写しを提出すること。

別紙1 書類の綴り方

注意事項 「別表第1の提出書類一覧表」のNo.1～No.7を同表の順番でホチキス止めする。

No.8～No.10（市内、準市内業者のみ提出）及び返信用封筒は、ホチキス止めしない。



- ・ 提出書類を入れたクリアフォルダを角2封筒に入れる
- ・ 封筒表面に提出先宛名、申請者の商号・名称のほか、「入札参加資格審査申請書在中」と記載

別紙2 入札参加資格の変更について

申請書提出後、申請書記載事項のいずれかに変更が生じたときは、その事実の発生後2週間以内に変更が生じた項目及び変更の前後の内容が分かるように記載した変更届を提出すること。

変更届に添付すべき書類は、次表のとおりである。2週間以内に添付書類が用意できないときは、その理由を記載した書類を添えて変更届を提出し、添付書類は、用意でき次第提出のこと。

変 更 届 出 事 項	添 付 書 類
アー1 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名及び組織に係る変更 アー2 個人の住所及び氏名に係る変更	履歴事項証明書の写し 住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し
イ 建設業法による許可の状況に係る変更	許可証明書の写し
ウ 入札・契約等に関する権限の受任者の変更	委任状（任意の様式）
エ 電話番号（ファミリを含む。以下同じ。）及び委任された営業所等の住所・名称・電話番号	なし（ただし、登記された営業所等の住所変更の場合は商業登記簿謄本（登記事項全部証明書）の写し）
オ 経営事項審査の更新	更新後の経営規模等評価結果及び総合評定値通知書（写しの提出のみ。変更届は不要）
カ 専任技術者名簿、従業員名簿、技術職員名簿の変更（市内、準市内のみ）	変更後の名簿
キ 上記以外の変更事項	変更の事実が確認できる書類の写し